

# 大和市域と厚木基地・1957 1963

高野和基



## はじめに

厚木基地は1945年(昭和20)8月28日、  
連合軍最高司令官 D・マッカーサーが日本本土進駐の第一歩を踏んだ地として有名である。コーン・パイプをくわえて愛機バターン号のタラップをおりるマッカーサー元帥の写真は、日本の戦後史の開幕をつげるものであった。その後サンフランシスコ講和条約の発効(1952・4・28)に至る占領政策の展開は、戦後日本の在り方を決定付けた。その意味では厚木は日本の戦後史にとって文字通りの原風景である。ところで、戦後日本史の開幕の舞台となった厚木基地は、それが存在している大和市域という地域にとっても重大な意味を持ってきたし、現に持っている。というよりも、厚木基地をめぐっては大和市域の戦後史を語ることはできないと言ったほうが適切である。本稿は1957年(昭和32)から1963年(昭和38)までの時期における厚木基地をめぐる市(町)議会及び市(町)行政の動きを中心に考察する。この時期になると、厚木基地をめぐる地域での動きがようやく活発化するとともに、議会・行政がこの問題を自覚的に課題としてとりあげ、積極的に問題解決に取り組むようになる。そして、この姿勢は1963年7月、それまで秘書係の一事務分掌にすぎなかった基地問題に関する事務が、総務部企画渉外課渉外係として独立することで明確になった。この経緯を議会及び行政の動きに焦点を絞って具体的に検証することが課題となる。したがって、基地反対運動や基地の軍事的機能の変化という視角からの検討は必要最小限のものとなることをおことわりしておきたい。



厚木基地周辺地形図

ところで、本稿で取扱う時期は全国的にみた場合にも基地をめぐる動きが住民 地方自治体 政府の各レベルを通じて活発化する時期である。そこで、ほぼ 1950 年代前半までの軍事基地をめぐる全般的な状況を鳥瞰(ちょうかん)しておく。

基地問題と呼ばれる問題領域は、多様で複雑な内容を含んでいる。そしてそのうちのどの側面が主要に現われるかには「歴史性」とでもいうべきものがある。たとえば、占領終結直後の時期には基地とそれによって成り立つ社会の子供たちへの悪影響が、1950 年代前半には農林漁業、とくに農地とりあげが最大の問題とされていた。このような性格を持つ基地問題を明確に規定することは容易ではないが、ここでは軍事基地の設置・維持・運用によって生ずる次の三つの形態の侵害であるとしておく。すなわち 自然・農林漁業・生活環境の破壊や各種被害(爆音・砲撃・墜落・各種落下物など)、 軍事基地構成員による各種犯罪、 自治体の都市計画の阻害、自治体行財政への影響として整理することが可能であろう(注 1)。

こうした基地問題自体は軍事基地が存在すれば必然的に発生せざるを得ない現象である。しかし、戦前・戦中においてはもちろんのこと、占領下においても社会的な問題としてあらわれることはできなかった。すなわち、前者の時期にあっては「御国のため」には軍事的価値が最優先したのであり、後者の時期にあっては「占領目的阻害行為処罰令」に代表される刑事罰やプレス・コードなどによって基地問題は社会的な拡がりをもつことができなかった。このような状態はサンフランシスコ講和条約の発効にともなって終止符が打たれ、基地問題は個別的な地域の問題から全国的な問題となっていく。その際、1953 年 3 月に横須賀で開催された「基地の子供を守る全国会議」に象徴されるように、基地周辺の風紀・教育問題がきわめて大きな役割を果たした。とくに基地周辺の状況を子供たちの書いた作文で訴えた『基地の子』(清水幾太郎・宮原誠一・上田庄三郎編 1953)は人々に衝撃を与えたといわれる。ちなみに本書には大和駅付近での米兵の酒酔い運転による交通事故についての作文も掲載されている。

こうして国民的な課題として意識されるようになりつつあった基地問題は、内灘や砂川を、代表とするはげしい反対運動をひきおこした(注 2)。しかもこの運動は第五福竜丸がビキニでアメリカの水爆実験によって被災した(1954・3)ことに端を発した原水爆禁止運動とも結び付いて発展した。

1952 年 9 月、米軍は日本政府に対し砲弾試射揚として内灘の砂丘地域を接收すると通告した。これをきっかけとして内灘闘争が燃え上がった。そして基地反対運動は浅間・妙義の演習場反対など多くの軍事基地反対運動へと更にひろがっていった。これらの運動の頂点が「基地闘争の天王山」とよばれた砂川闘争(米軍立川飛行場拡張反対運動)であった。これらの運動はその経過はさまざまだが、特徴として次のようなことがいえよう。つまりこれらの運動が土地(または海面)の接收に反対してなされたことである。したがって、その運動の中心となったのはそれらの土地や海面に所有

権・入会権・漁業権などの権利を有していたり、生活の糧を直接それらに依存したりしている人々であり、これを政党や労働組合などが支援するという形をとっていたのである。神奈川県でのこの時期の基地反対運動を象徴する岸根基地反対闘争も 53 年 7 月、米軍兵舎の建設のため横浜市が市有地を耕作する農民に耕作中止を通告したのに対し、農民側が地評などの支援をうけて「耕作権死守」を掲げてたちあがったものであった(注 3)。

## 基地拡張と騒音問題

全国的な基地反対運動の高揚が厚木基地の存する大和市域周辺に直接的な影響を与えた形跡はない。その背景には厚木基地は 1941 年以降一貫して飛行場として機能してきており、その後新たな土地の接収というような形で問題が現われることがなかったという事情があった。そして、純農村的性格の強いこの地域にあっても、この時期までには一定の基地依存関係(注 4)が成立していたと考えられる。もちろん、大和市域の場合には、基地の建設・整備拡張によるまったく独自の市街地の形成というような典型的な形態ではあらわれなかったが、基地依存関係をもつ地域で基地が住民に及ぼす諸作用のいくつかはあらわれていたと思われる。たとえば、1945 年から 55 年における急激な人口の増加(135.4%)は基地の人口集積作用をぬきには考えられない。

さて、ここでこの時期に至るまでの厚木基地の歴史を概観しておこう。旧日本海軍は 1941 年、この地の用地買収を行った。この「買収」は憲兵の威圧する中で有無を言わせずになされたという(注 5)。太平洋戦争が勃発すると帝都防衛のための基地として使用が開始され、敗戦に至るまで来襲する B29 を迎撃する第一線基地としての役割を果たした。敗戦に際し、厚木にあった三〇二航空隊(司令官は小園安名(こそこのやすな)海軍大佐)が降服をうけいれず、徹底抗戦を主張してピラをまいたりしたことは有名な事実である。

1945 年 8 月 26 日、連合軍先遣隊が到着、それに続き 8 月 28 日マッカーサー元帥が到着した。日本国民の耳目は厚木に集中したことだろう。一方、敗戦という事実はかつて土地をとりあげられた地元の人々にとって、その土地で再び「理想郷の夢」を実現させることができるという期待を抱かせた。しかしこの期待は、はやくも 9 月 2 日に基地が連合軍によって正式に接収されたことによって打ち碎かれる。その後、厚木基地は米陸軍の輸送基地としての機能を果たしていたが、1950 年 6 月、朝鮮戦争勃発にともなって 10 月には荒廃していた滑走路等の復旧に着手し、12 月には米海軍第七艦隊所属艦載機の修理・補給・偵察基地として本格的に発足する(注 6)。そして占領の終結にもかかわらず地元民の「今度こそ返還してほしい」という願いをよそに厚木基地の軍事的機能は強化されつつ、1950 年代に至る。後に述べるようにこのころに

なるとジェット機の登場とともに基地用地の拡張 = 新たな用地買収や激しい騒音が大きな問題となり、それに対する議会や行政の対応が生じて来る。

全国的な基地反対運動の影響をうけなかったとはいえ、各地の基地周辺で問題となっていた各種基地の被害は厚木基地周辺でも当然問題となり、それに対するある程度の補償もなされていた。この時期における基地関連の各種被害に対する補償はほぼ三つの分野にわけられる。第一は土地や海水面を提供する場合の補償であり、第二は米軍の不法行為、たとえば軍用機墜落事故、交通事故から酒場での喧嘩などによって生じる損害の補償である。これら二つの分野での補償は本稿の主題と直接ふれるところは少ない。第三のものはこれら二者で救済することのできない被害の一部についての救済を目的として53年8月に制定された特別損失補償法(注7)に係るものである。本法は従来適法に農業・漁業、または学校教育事業・医療保健事業などを営んでいた者が経営上の損失を受けたとき、国がこれを補償すると謳(うた)っている。大和市域においても本法の適用によって学校防音工事・河川改修工事・農耕阻害補償(支払いは昭和35年度から昭和27年度にさかのぼって開始された)がなされるようになった。河川改修工事は引地川・蓼川について厚木基地内の排水量の増大、降雨時の集中的な排水による水路沿岸農地の冠水、基地からの汚水・廃油の農地への流入による被害を防止するための工事である。こうした工事は直接被害を受ける人々にとっては重大な問題であったが、必ずしも市域全体の問題とはなっていない。これに対して、55年ころから進められた戦闘機などのジェット化による爆音の問題は、議会内ではじめて基地問題に関する発言がなされる端緒となった。すなわち大和町議会昭和30年9月定例会で一議員が、町民は爆音問題に多大の関心を寄せているとして、爆音対策を糺したのが渋谷村・大和町をつうじて基地問題が議会議事録に登場する最初である。このときは議題に関係ないとしてそれ以上議論がなされた様子はないが、この時期すでに爆音への関心が芽生えつつあったことは注目されてよいだろう。

その意味で学校防音工事が町民・行政・議会にとって関心の的となったことは当然である。学校防音工事は1954年度に行われた南大和小学校の工事を皮切りに59年度までには木造校舎に対する工事を完了する。大和町議会でも南大和小の防音工事についての質問がなされる(昭和30年3月定例会)などこの工事に対する関心の高さがうかがわれる。しかし、この学校防音工事は満足のものではなかった。既設小中学校の防音工事が進行しつつあった(注8)58年の同町議会では防音校舎になってから子供が吸気孔からの冷たい空気によって風邪をひきやすくなったり、先生の声が通りにくくなったりするという不満が表明されている(昭和33年6月定例会)。

このように大和市域の場合、先にのべた各地の基地反対運動のように被害住民が直接に国に対して要求をぶつけるという形ではなく、むしろ国(ないし調達庁)の補償政策に沿って行政レベルでの処理がなされていたといえようが、一方で爆音というそ

れまでとは異質の形態での基地問題の出現に対して鋭い関心も見られた。こうした状況の中で、厚木基地についてまったく新しい事態が生じた。1956年1月、米軍は日本政府に対し厚木基地についての新たな要求を行ったのである。その内容は飛行場の南北両端にそれぞれ1000フィートの安全地帯(セーフティゾーン)を設けるため、滑走路南側約5万3000坪、北側約4万3000坪の土地の追加提供、滑走路北側に隣接する森林の伐除、飛行場周辺地域における建造物等の高さに一定の制限を求める航空地役権の設定(その後要求撤回)というものであった。しかし、基地用地の追加提供要求は騒音の激化、墜落事故の危険を増大させるとして住民は反対した。1952年以降57年までに限っても人的被害はなかったものの大和町内で起った墜落や落下物等の航空機事故は記録されたものだけでも10件にのぼっており(注9)、大事故への不安は現実のものであった。さらにこの追加提供要求地域内には基地北側に県道横浜厚木線と相鉄線が、南側には県道川和平塚線と畑地灌漑用水路があり、これらの付替え工事を行うことが必要であった。しかし、米軍のこうした要求は即座に充足するにはあまりにも重大な要求であったためか、58年に至るまで目立った動きは見られない。この間、大和町議会では基地拡張のため騒音激化地域になるとして新設される草柳小の建設予定地変更の要望が論議的となったことがあるが、これも散発的なものであったようである(昭和32年6月定例会)。

この問題が本格的に動きだすのは1958年1月、在日米海軍司令官が防衛庁長官に対し、滑走路の1000フィート延長によるオーバーラン地帯の用地取得に協力してほしい旨を申し入れたことによる。政府は同年11月、約8万6000坪の追加提供を閣議決定し、横浜調達局によれば翌59年2月までには南側についてはほぼ買収を完了し、北側についても農地改革によって農林省財産となっている土地など法的な問題のある土地約800坪を除き買収を完了した(厚木海軍航空基地拡張に関する第二回対策協議会について報告)。この追加提供要求をめぐるその後の経緯を略述すれば、59年5月末には買収済の土地を米軍に引き渡し、県道等の付替えについての仕事は並行して進められた。まず基地南側県道及び畑地灌漑用水路の付替工事は翌60年に完了、地元住民の強い反対によって難航した北側県道の代替工事も1965年8月に完了した。北側県道については61年3月の大和市議会に「大和平和を守る会」会長ほかによって「厚木基地安全地帯拡張にともない現在基地と相模鉄道の間を貫く県道を現在のまま存置されたい」旨の請願がなされ、継続審議となっている。

こうして約10年間にもおよぶ期間をかけて米軍の追加提供要求は一応充足されたが、この問題をめぐる行政及び議会の対応を事態が急速に発展した58年から59年にかけての時期にさかのぼってみよう。行政の対応は主に首長の行動、政治的判断に規定されるが、この時期、大和市(町)長の職にあったのは高下重平氏であった。高下氏は56年9月1日の渋谷村との合併と59年2月1日の市制施行という市域の激動期にあって農・商工・住のバランスのとれた都市づくりをめざし精力的に活動

していたように思われる。この問題をめぐっては「やむなし」として県・調達局に協力する態度をとるとともに、基地拡張にともなう付随工事を都市建設の構想の中にとりこむという姿勢をとっていた。すなわち、町道の舗装や基地と直接的な関連の薄い目黒川の改修を調達局に要請している(厚木飛行場拡張に伴う付随工事要望内容、基地周辺の地域環境整備に対する要望事項)。一方、議会は大勢としてこうした市長の姿勢を支持しながらも地域住民の関心を背景にして基地問題に独自の立場をとろうと模索していた。基地拡張をめぐって住民の最大の不安はオーバーラン地帯だといわれる追加提供要求地域が実はたんなる滑走路延長のために使われるのではないか、という点にあった。58年12月定例会には8名の議員が「米軍厚木基地滑走路を拡張しないことについて」の意見書を調達庁及び県知事に提出することを提案した。この意見書は審議打ち切りとなるが、議会が市長とは独自の立場で基地をめぐらる問題に発言しようとした点は注目されるべきであろう。

基地拡張をめぐらる動きの中で、基地騒音を正面に据えて、その対策として部落ぐるみの集団移住を要求するという事態が生じた。1959年6月18日、大和市福田の住民36名は横浜調達局に対して約6万1000坪にのぼる所有地の国による買収、集団移住を陳情したのである。この陳情書は1941年の厚木基地建設の経緯にふれながら「現状の一戸当り平均耕作地三反歩余りではどの様に努力をいたしましても家計を維持してゆくことは困難」だとし、講和条約が発効すれば飛行場用地も旧地主に返還されるものと期待していたのに、かえって基地拡張という事態となったとして、その落胆のほどを述べている。しかも「近時航空機の発達に伴い従来と全く比較にならない程、強大な爆音及地上整備音のため昼夜を分たず悩まされる結果私達は安眠することも出来ず、このため精神の異状を来すものさえあらわれる状態にあります」と現状を述べ、先祖伝来の地をはなれて集団移住することを決意したとしている。それまでも基地騒音について散発的に不満が表明されることはあっても、一部落(境橋地区)ほとんど全部の世帯が集団移住を陳情するという衝撃的な事態は、騒音問題を基地拡張問題の処理と並んで一挙に最重要の課題へと引きあげた。この当時厚木基地では早い時には午前3時ごろから、また、深夜にも11時ごろまで訓練やエンジン・テストを行っていたといわれ、その騒音は文字どおり「昼夜を分たぬ」ものであった。さらに米下院軍事建設歳出小委員会で、海軍担当官が「厚木基地は無期限に使用する」という言明をしたと伝えられたこと(注10)もその背景にあった。

この陳情書がもたらした衝撃は、県知事がただちに大和市長及び綾瀬町長と協議を行い、7月25日付で在日米海軍司令官及び厚木海軍航空基地司令官にあてて、騒音防止対策についてのはじめての要請を行ったことによく表われている(同文の要請が大和市長・綾瀬町長からもなされた)。この要請は先の陳情書をふまえ、「斯様な事態をこのまま放置しておくことは厚木基地拡張問題に関連し、将来社会問題を惹起する虞れが」とあるとともに、報道陣も注目していると述べた上で、「航空機爆音の減音

処置並びに夜間飛行の制限、特に緊急事態の場合を除いて午後 10 時から午前 6 時までの強烈なる爆音等を伴う整備作業及び離着陸訓練等は絶対に禁止」する措置をとるよう要請した。その結果、7 月 29 日付返書で、米軍側は軍事的な必要上に一致する限り、午後 10 時から午前 6 時までのエンジン・テスト中止を通告してきた。

しかしながら、先の陳情にある集団移住 = 用地買収申請自体は調達庁が米軍からの提供要求がないかぎり土地の買収は行わないという姿勢をとっていたため、1960 年 10 月 18 日の閣議決定「厚木飛行場の隣接地域に所在する建物等の移転補償等について」によって航空法に規定する進入表面、移転表面下で着陸帯から南北 1000 メートルの区域内に居住する者で、移転または土地の買上げを希望する者にはその補償をすることとなるまで実現しなかった(注 11)。この間、議会も行政もこの問題に関して表面的にはほとんど対応をしていない。激しい騒音が市政にとり重大な問題であることは自覚しながらも、県や調達局の調査に協力したり、住民の陳情をとりついたりしているにとどまっている。騒音問題はもはや学校防音工事などの形ではとても対応できるものではないことは明らかであったが、それにかわる対策要求を打ち出せないという状況であったように思われる。市長も陳情書についてあくまで地域的な問題として、市としてはノータッチという態度をとっていた(厚木基地周辺問題対策打合会の結果について)。とはいえその後大きな問題へと発展した県立高校敷地問題(一度決定した敷地が基地騒音の激しい場所であるとして 62 年 7 月に知事裁定により変更されることになった問題)についての最初の請願である「高校敷地について再考を要望する請願書」が結局不採択とはなったものの、いったんは市議会で可否同数となったこと(昭和 34 年 6 月定例会)は騒音問題が様々な局面で市政の主要な課題にならざるを得ない段階に達していたことを示していた。

## 市政のなかの基地問題

基地問題が市政の中に位置付けられて行く際、その画期となるのは 1960 年である。この年の 6 月、厚木基地滑走路のかさあげ工事が完成するとともに F4D スカイレイ・F8 クルーセイダー・A4 スカイホーク等のジェット戦闘機が激しい訓練を開始した。そのため騒音はもちろんのこと落下物や墜落事故が続発した。一年間の事故件数は 16 件にのぼり、うち 8 件が大和市内で起ったものであった(注 12)。騒音の激化とともにこうした事故の続発が住民にはげしい不安をもたらしたことは想像に難くない。

住民の一部はこうした不安を取り去ることを目的とする団体を結成するという動きを見せていく。「大和平和を守る会」は基地撤去を前面に掲げる団体として少人数(当初 30 名位といわれる)ながら市民へ積極的な呼びかけを行った。さらに注目されるのは、同年 7 月 23 日に結成された「厚木基地爆音防止期成同盟」(以下「同盟」と略称)である。同盟は大和市内の九つの町内自治会を中心にして基地周辺 2 キロメートル内に

居住する住民約 2100 名をもって組織された住民組織であった。この同盟の結成はそれまでの、土地に権利関係を有している者、特に農民層の動きが中心であった住民サイドにあって、農民層をも含みながら文字通り「住民」が動きをみせた点で画期的といえようし、また、大和市域における都市化・市街化が基地の存在との矛盾を明らかにしたものともいえよう。同盟は基地撤去を正面から掲げるものではなかったが、騒音軽減の諸処置の要求、ラジオ・テレビ受信料の減免、家屋に対する防音工事の要求などきめ細かな要求を米軍・国・県などに行う一方、61 年 5 月 18 日には住民の生活がおびやかされているのに国が対策を構じないのは住民の人権を侵害するものだとし、横浜地方法務局及び神奈川県人権擁護委員会に人権侵害の提訴を行い注目された。本提訴は 63 年 12 月、横浜地方法務局が「基本的人権を侵害するものであるかどうか、にわかに決し難いところであるが、相当多数の住民が精神的及び日常生活上ある程度の被害を受けていることが認められる」として「このまま放置することはできない問題である」との結論を出している(注 13)。実際、この時期の騒音はすさまじいものであって、60 年 8 月から 9 月にかけての県の音量測定によれば基地から 2 キロメートル地点での最大音量は 129 ホーンに達し、一日の飛行回数は最大 788 機であったという(注 14)。このような事態に対し、日米両国政府は 60 年 10 月 19 日、日米合同委員会に騒音対策特別分科委員会を設置し、63 年 9 月 19 日には「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」が合意された。しかし、この合意には例外規定が多く有効なものとはならなかった。基地騒音の激化、米軍機事故の頻発によって、すでに騒音をはじめとする基地問題に多大の関心をいただいていた議会は正面から基地問題を論議する(せざるを得ない)ところにまで至った。その直接のきっかけとなったのは厚木にも配備されていた U2 型機がスパイ活動を行っていたことがあきらかとなったことであった。60 年 6 月定例会は「厚木基地所在のロッキード U2 型ジェット機に関する要望」を決議した。この要望は「市民は同機が厚木飛行場を基地として活動することについて不安の念を禁じ得ない」として政府に「善処」を求めている。この要望は議会在が基地に関連する問題で意思を表明した最初のものであるが、その審議の過程で注目される点は基地に関して保守系議員・革新系議員という枠をこえた合意がみられることである(一定程度のあゆみよりがあるのは当然であるが)。議事録から引用すれば「二十四番 当然岸政府とかあるいは安保特別委員とか特定の名称を使つての陳情の行い方というものについていささか、いわゆる紹介議員(本要望は住民からの請願がもととなっているらしいが詳細は不明である 引用者)の方々が当市において革新クラブと称するものを主幹とした対象のもとにこの請願を行うということはわれわれは同意できない。……五番 二十四番議員さんは紹介議員が革新系の議員の名前が全部連なっているのでそこにこだわっているのではないかと一応そう考えます。大和市議会がこれを取り上げて政府に対し善処を要望すると、こういう形で決議する場合には別に紹介議員がだれであっても全然こだわる必要がないと考える訳である」

というような議論がなされている。そして後者がおおかたの支持を得るという事態は、基地問題をあえて取りあげるとは町を混乱におとし入れることになるのではないかという危惧が払拭されたことを意味し、基地問題を正面から論ずることが「市民権」を得たともいえよう。大和市議会はこの後、次々と基地問題でその意思を表明していく。63年までのものを挙げれば藤沢市高倉への墜落事故に際して「飛行機墜落事故に関する要望書」「同抗議書」(61・5・2)を、模擬弾の落下に際しては「米軍の爆弾誤投事件に関する抗議書」(61・9・25)、「基地周辺対策特別措置法に関する決議」(62・12・22)、「原子力潜水艦の横須賀寄港及びF105D水爆搭載機厚木基地配備に反対する決議」(63・6・18)である。さらに議会は昭35年8月臨時会において議員提案によって議会内に大和市爆音防止対策委員会を設置し、全議員が委員となって騒音問題等に取り組むこととなった。この委員会は、翌年7月(昭和36年6月定例会)「現在の名称では爆音問題のみに限定される虞れ(が)あり、よって名称を変更し基地によって起る諸問題の解決をさらに強力に推進するため」基地対策委員会と名称を変更した。本委員会はただちに精力的に活動を開始した。6月定例会会期内にはすでに委員長の報告がなされている。それによれば本市では未だ爆音対策の基礎となる資料がまったくない状態なので、県の行う爆音調査と対応して測定調査を行うことを決定し、市当局へ申し入れを行っている(県は前年より調査を実施)。さらに、大和市の行政は基地が中心となるので専従者を置いて綿密な調査を行い、市発展の基本的構想を練るべきである。米軍基地所在市(岩国・板付・三沢など)への視察・研修を行う、地元選出県会議員・国会議員との懇談会を行い、基地問題についての協力態勢を強化するなどを決めた。とくに第一の点は行政の中に基地対策を位置付けるに際し、その機構的裏付けを求めている点で重要なものである。

ところでこうした大和市議会内の動向は周辺市町との統一的な運動へと発展していくことになる。すなわち、61年9月には、「基地によっておこる共通の諸問題の調査、並びに具体的解決を強力に推進する」(厚木基地対策合同委員会規約)ために厚木基地周辺二市三町(大和市・綾瀬町・座間町・藤沢市・海老名町)の市町会議員102名によって厚木基地対策合同委員会が発足した。翌年9月の要望書によればこの合同委員会は「厚木基地の存在を全面的に否定する考え方」はとらないとしたから「基地周辺の現状が続く限りにおいて、その存在を是認するものではない。従って近き将来その移転実現方にまい進されたい」としている。

こうした議会の動きに対して行政側はどのような動きをみせていたのであろうか。市当局はこの時期の議会のいわば「運動志向」ともいえるべき精力的な動きに対して、その本来的性格から慎重な態度をとっているように思われる。とは言うものの基地を行政の課題として設定していく方向は明確である。市当局の行う基地関連行政はまず第一に学校や病院の防音工事・河川改修工事・農耕阻害補償、先に述べた基地拡張に伴う各種付替工事などの従来からの業務(むろん量的にはかなり拡大していたと

思われる)、第二に 1960 年 10 月 18 日閣議決定によって具体化した移転補償関係の業務、そして第三には市議会からの要請もあった騒音調査を挙げることができよう。さらに県渉外部との連絡による政府への陳情等も含めることができるかもしれない。これらのうち騒音調査は県との合同で行われたとはいえ、市当局が問題解決のため自律的に行った点で、それまでの「事後処理」的色彩の行政とは異なっている。また、移転補償についても、「市としてはノータッチ」という姿勢ではなく、上草柳地区の集団移住の際にみられるように調達局との間に入って斡旋につとめるようになっている(注 15)。

これまで検討してきたように、ほぼ 1961 年末までには住民・議会・行政の三者は騒音を中心とする基地問題を正面から見据えた上で、その解決の方途をさぐる体制ができあがったと考えてよい。言うまでもなくその中には基地そのものに対する考え方の相違を含んでいたが、少なくとも現実に存在する被害に対するきめのこまかい救済と厚木基地のこれ以上の機能強化に対する拒否という点では共通の認識を持っていたと言える。こうした認識を背景に 1962 年 6 月、市当局と住民団体の間で市ぐるみの補償獲得推進運動を進めることで合意(注 16)、同年 8 月には市議会基地対策委員会が市長の諮問機関として基地問題を審議する機関を設置することを決定した(注 17)。そして同年 11 月 6 日には大和基地対策協議会が発足した。この協議会は市長・市議会議員・住民組織代表・教育関係者など 23 名からなり(現在は 39 名)、政府や関係機関に運動することを目的としていた。こうして全市をあげての基地問題対策のための機構が生まれ、翌 63 年 7 月 1 日の渉外係の設置とあいまって基地問題は市政全体の中にはっきりと組み込まれた。

## まとめにかえて 周辺整備法制定運動へ

1962 年 1 月、神奈川県知事内山岩太郎氏は基地問題をかかえる 12 都道府県の知事によびかけ「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を結成した。この協議会は同年 9 月には「基地周辺民生安定法案」を正式に決定し、この法案の実現に向けて渉外関係都道府県議会議長会・全国基地協議会・内外防衛施設関係都市議長協議会及び全国防音対策協議会とともに政府・国会・政党に要望運動を行った。この運動は市町村をも加えて展開され、紆余曲折(うよきよくせつ)を経て 1966 年「防衛施設周辺の整備等に関する法律」として結実した(注 18)。大和市もこの運動に参加したことはもちろんである。63 年 10 月の「基地周辺民生安定法制定促進二市三町市町民大会」の要望書は政府が便宜的行政措置で当面を糊塗しているとして政府は「地域の住民が負担している物心両面の犠牲を直視し、基地周辺住民に対する抜本的安定策を講じ、基地行政の円滑な運営を期するため」「是非とも基地周辺民生安定法(仮称)を制定されたい」としている。また、先に述べたように市議会でも決議がなされた。すなわち、

前節までに扱ったような経緯を経て市政の主要課題と位置付けられるようになった厚木基地から生じる諸問題は、その解決の方途をひたすら周辺整備法の制定に求めていったのである。

#### 註

- (1) 佐藤昌一郎『地方自治体と軍事基地』1981 9～10 頁。
- (2) 戦後の基地反対運動の概観については、林茂夫「基地闘争」(『昭和の戦後史』第3巻 = 逆流と抵抗)94 頁以降を参照。
- (3) 『神奈川県史』通史編 5 1982 738～740 頁。
- (4) 地方都市としての基盤を欠いておりながら、基地の建設・整備拡張によって市街地が形成されたような場合(たとえば青森県三沢市)、基地依存関係が存在しているといえる。そのような地域では基地が住民に及ぼす諸作用として次のような現象がみられる。
  - 基地は人口集積・集落形成の核となる。
  - 基地は大きな雇用効果、したがって稼得機会を供与する。
  - 基地は経済的需要の多様性を有する。
  - 基地はゲゼルシャフト的結合を形成させる。
  - 基地は第三次産業、とくに浪費型の産業のウェイトを重くする。
  - 基地は社会不安・犯罪等を多発させる。
  - 基地による外部経済・不経済が多い。
  - 基地は市民の自治を侵害する。
- (久場政彦「基地問題と都市政策」『岩波講座・現代都市政策』第11巻 235 頁)。
- (5) 柴田政一「厚木飛行場の誕生で消えた理想郷の夢(私の備忘録より)」『大和市農協十五年史』大和市農業協同組合 527 頁以下。
- (6) 神奈川県渉外部『神奈川の米軍基地』1982 81 頁及び大和市企画渉外部基地対策課編『大和市と厚木基地』1981 11～12 頁。
- (7) 正式名称は「本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別の損失に関する法律」(昭和 28 年 8 月 25 日、法律第 246 号)。
- (8) 1958 年度までに防音工事を完了したのは南大和小(ただし、56 年に火災で焼失)、渋谷小、同北分校、草柳小、大和小、林間小、大和中、渋谷中、北大和小、大和学園である。
- (9) 大和市役所編前掲書 98～99 頁。
- (10) 『朝日新聞』1959 年 5 月 25 日付
- (11) 昭和 35 年度からはじまった移転は 55 年度までに移転戸数 181 戸、買収面積は 424,190 m<sup>2</sup>である(大和市役所編前掲書 151 頁)。
- (12) 大和市役所編前掲書 100 頁。

- (13) 神奈川県編前掲書 115 頁。なお、横浜地方法務局はその後、法務省人権擁護局に本作を移送。同局は翌 64 年 10 月、防衛施設庁に通知した。
- (14) 大和市役所編前掲書 67～68 頁。
- (15) 『神奈川新聞』1961 年 3 月 5 日付
- (16) 『神奈川新聞』1962 年 6 月 10 日付
- (17) 『神奈川新聞』1962 年 8 月 17 日付
- (18) この経過については、渉外関係主要都道県知事連絡協議会編『基地周辺民生安定法制定運動経過報告書』を参照。